

# 8月は

## 町県民税（2期）

## 国民健康保険税（2期）

## 介護保険料（2期）の納付月です。



『納付期限は9月1日（月）』

口座振替の方は、8月25日（月）に口座引落をしますので、預金残高等の確認をお願いします。

### 長島町奨学生の募集

長島町教育委員会では、平成20年度2回目の奨学生を募集します。

#### ●奨学生の種類

##### ◇高等学校

採用人数若干名  
貸与月額2万円

##### ◇大学等

採用人数若干名  
貸与月額4万円

#### ●応募資格

長島町に保護者が居住し、現在、高等学校・大学等に在学中の人

※奨学資金は、他の制度と二重に借りることはできません。

#### ●提出書類

- ・奨学資金貸与申請書
  - ・奨学生推薦調書
  - ・連帯保証人の所得証明書
  - ・納税証明書（平成19年度分）
- ☆申請書は、役場ホームページからダウンロードできます。

<http://www.town.nagashima.lg.jp>

#### ●提出期限

平成20年9月18日（木）  
貸与は10月からになります。

#### 【提出・問い合わせ先】

長島町教育委員会 教育総務課  
TEL 0996-86-1111  
内線 2221

### 借金のお困りではありませんか？

九州財務局では、多重債務相談窓口を開設しました。

今、どのようなことでお困りなのか、あなたの話をお聞かせください。解決に向けて、一緒に考えていきましょう。

必要に応じて、弁護士・司法書士等の専門家におつなぎします。お気軽にご相談ください。

■時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前9時～12時・午後1時～5時

■専用電話 099-227-5279

■FAX 099-225-5926

■Eメール kouhou@mof-kyu.go.jp

※FAX、Eメールでのご相談の場合も電話での回答となりますので、必ず電話番号をお知らせください。

### 多重債務に陥った場合の債務整理方法

多重債務に陥った場合の債務整理方法は4通りですが、借金の額や収入等の状況により、適した方法が異なります。簡略化したイメージは次のとおりです。

#### 任意整理

借主 → 専門家 ↔ 貸主

●収入の範囲での分割（または一括）返済について、裁判所等の公的機関を利用せず、私的に貸金業者等と話し合う方法

■3年程度で返済できるかどうかが目安となり、弁護士や司法書士等の専門家に依頼するのがほとんど。

#### 特定調停

簡易裁判所

調停委員

借主 ↔ 貸主

●簡易裁判所に調停を申し立てる方法

■3年程度で返済できるかどうかが目安となり、債務額を基に分割（または一括）返済による合意が成立するよう、調停委員が調整を行う。

#### 個人再生手続

地方裁判所

借主 → 専門家 貸主

●住宅ローンを除いた借金の総額が5千万円以下で、将来的に一定した収入が見込める場合に、借金の一部を原則3年で返済する再生計画案の承認を裁判所から受け、計画通りに返済できれば残りの借金は免除される方法

■持ち家を処分せずに、借金整理が可能。

#### 自己破産

地方裁判所

借主 → 専門家 貸主

●裁判所を通じて借金をなくす方法  
■持ち家等の財産（生活に最低限必要な一定額の現金や日用品を除く）は失うが、免責決定により債務を免れ、借金はゼロになる。